

河川管理の高度化・効率化手法検討業務説明書

1 業務の概要

(1)業務の目的

本業務は、河川管理の高度化・効率化を進めるため、ドローン等の最新デジタル技術の適用性について検討を行い、実証実験の結果を踏まえ、全ての県管理河川を対象とした今後の段階的な実装計画を作成することを目的とする。

(2)業務内容

①資料収集・整理

河川管理に関する資料を収集し、現状の河川管理状況等を整理する。

②最新デジタル技術の適用性検討

河川管理において必要となる把握項目を抽出し、項目毎に必要なデータについて整理する。これらのデータ取得に必要なドローン等の要件、及び取得したデータの分析・蓄積手法の検討を行い、各種最新デジタル技術の適用性について検討を行う。なお、検討にあたっては、運用・管理の継続性の確保に配慮する。

③実証実験による効果等検証

モデル河川（1河川程度）を対象としてドローンの自動運転による実証実験を行い、実現性や導入効果の検証、実装に向けた課題等の整理を行う。

④実装計画の作成

実証実験の結果を踏まえ、全ての県管理河川での最新デジタル技術の導入に向け、河川特性に応じて観測手法・頻度等を設定し、段階的に展開していくためのロードマップを作成する。また、既往システムとの連携または新システム構築の必要性等、今後検討・整理すべき事項をとりまめる。

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

- ドローンを活用した河川管理を継続して実施するための留意点について

(3)業務打ち合わせ

業務の打ち合わせは全5回とする。

(4)主たる部分

本業務における主たる部分は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する軽微な部分は除く。

(5)本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6)成果品

「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子成果品を電子データ登録サーバへオンラインにより提出しなければならない。

(7)履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

契約締結の日の翌日～令和4年3月31日

(8)その他

1)本業務の契約書（案）は別添－3のとおりである。

2)適用

本業務に記載がない事項については、次によるものとする。

業務分野	適用する共通仕様書
測量業務	測量業務共通仕様書（令和3年8月）広島県
土木関係建設コンサルタント業務（設計業務等）	設計業務等共通仕様書（令和3年8月）広島県

3)情報共有システム

「情報共有システム対象業務」

4)担当課

〒730-8511

広島市中区基町10-52 広島県土木建築局河川課

電話 : 082-513-3929

FAX : 082-227-2206

メールアドレス : dokasenska@pref.hiroshima.lg.jp

2 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1)技術提案書の提出者

1)基本的要件

単体企業であること。

①地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②広島県の令和3・4年度の測量・建設コンサルタント等業務（土木関係建設コンサルタント業務）に係る入札参加資格の認定を受けていること。

③広島県の指名除外を受けている期間中でないこと。（参加表明書提出時点）

2)同種又は類似業務の実績

次に示される同種又は類似業務について1件以上の実績を有さなければならない。

期間：平成23年4月1日から公示日前日までに完了した業務

※再委託による業務の実績は含まない。

同種業務：河川における維持管理の高度化・効率化に関する検討業務

※「河川における維持管理の高度化・効率化に関する検討業務」とは、河川の維持管理における課題に対し、新技術を活用した課題解決を目指した業務とし、実証実験及び研究開発業務も対象とする

※国土交通省または都道府県発注業務とする

※ダム、堰及び河川浄化に関する業務は除く

類似業務：河川維持管理計画に関する検討業務

※国土交通省または都道府県発注業務とする

※ダム、堰及び河川浄化に関する業務は除く

(2)配置予定技術者

1)配置予定管理技術者

a)資格

次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門：河川，砂防及び海洋・海岸）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・RCCM（河川，砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

b)同種又は類似業務の実績

次に示される同種又は類似業務について1件以上の実績を有さなければならない。

期間：平成23年4月1日から公示日前日までに完了した業務

※再委託による業務の実績は含まない。

同種業務：河川における維持管理の高度化・効率化に関する検討業務

※「河川における維持管理の高度化・効率化に関する検討業務」とは、河川の維持管理における課題に対し、新技術を活用した課題解決を目指した業務とし、実証実験及び研究開発業務も対象とする

※国土交通省または都道府県発注業務とする

※ダム，堰及び河川浄化に関する業務は除く

類似業務：河川維持管理計画に関する検討業務

※国土交通省または都道府県発注業務とする

※ダム，堰及び河川浄化に関する業務は除く

c)兼務制限（手持ち業務量）

本業務の管理技術者は、発注者が特に認めた場合を除き、次のとおり他の業務（管理技術者を置くことが求められる業務分野で業務分野別金額〔当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。〕が500万円〔消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。〕以上のものをいう。）の管理技術者を兼務することを制限する。

ただし、当該業務分野の管理技術者の資格要件について、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士を含む場合で、該当する部門の技術士又は一級建築士を配置した場合は、次の（1）又は（2）にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。

① 業務分野別金額が3,500万円以上となる場合は、当該業務分野の外に管理技術者を兼務させないこととする。

② 業務分野別金額が500万円以上3,500万円未満となる場合は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野（500万円以上3,500万円未満の業務分野）の管理技術者を兼務させないこととする。

また、この管理技術者の兼務の制限に関し、契約締結の際に誓約書を提出しなければならない。

なお、業務分野の構成比率は、当該業務の設計金額によるものとする。県以外の発注機関の業務については、業務分野の構成比率を発注者に確認し、当該業務分野の管理技術者が兼務制限の対象となるかどうかを判断すること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

別表1による。

4 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、別添-1（様式-1～6）に示すとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 関連資料

1) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

2) その他留意事項

様式に記載のとおり。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和3年10月28日（木）17時00分まで

提出場所：1(8)4)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。

(4)選定・非選定通知

- 1)参加表明書を提出した者のうち、技術点が高いものから技術提案書の提出者として3～5者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合にはこの限りではない。選定した者には、電子メールをもって広島県土木建築局河川課長から通知する。また、選定されなかった者に対しては、その旨と理由（非選定理由）を、同じく電子メールをもって広島県土木建築局河川課長から通知する。
- 2)上記1)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島県土木建築局河川課に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3)上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に書面により行う。
- 4)非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
受付場所：1(8)4)に同じ
受付時間 9時00分～17時00分まで

5 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは別表2による。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程計画その他」及び「評価テーマに関する技術提案」はヒアリングを通じた評価を反映し評価する。

6 技術提案書の留意事項

(1)基本事項

1)技術提案書の無効

本業務説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2)業務量の目安

本業務の参考業務規模は、25,000千円（税込）を限度額とする。

3)実施方針・実施フロー・工程表その他

- a)本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項の記載にあたっては、A4判1枚（1ページ）以内で簡潔に記載すること。A4判1枚（1ページ）を超えて記載した場合は、技術提案書を無効とする。
- b)工程計画は、業務説明書1(7)履行期間にある予定履行期間内で記載すること。
- c)その他については、当該業務の履行にあたり、有益と考えられる代替案の提案や重要だと考える指摘事項を記載すること。なお、代替案の提案を要求しない場合については、重要だと考える指摘事項を複数記載すること。
- d)文字サイズは10ポイント以上とすること（概念図、出典の明示出来る図表、既往成果等は除く）。

4) 評価テーマ

- a) 業務説明書に示した、評価テーマに対する提案を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いてよいが、個人名及び本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。
- b) 提案内容を裏付ける類似実績の明示にあたっては、実績が特定できるように以下の①～③いずれかを記載するものとする。
 - ① TECRIS 番号
 - ② 業務件名・発注機関名・発注時期・業務内容
 - ③ 研究論文名・発表機関名・発表時期・研究内容
- c) 記載にあたっては、1テーマ、A4判1枚（2ページ）に記載すること。A4判1枚（2ページ）を超えて記載した場合は、技術提案書を無効とする。
- d) 文字サイズは10ポイント以上とすること（概念図、出典の明示出来る図表、既往成果等は除く）。

5) 参考見積

業務規模を確認するため、参考見積を添付すること。なお、様式については任意とする。

(2) 作成方法

技術提案書の様式は、別添－2（様式－7～10）に示すとおりとする。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和3年11月18日（木）17時00分まで

提出場所：1(8)4)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。

(4) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に電話連絡により閲覧の申し込みを行うこと。申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

- 1) 資料名 広島県河川維持管理計画（案）
 広島県河川維持管理計画（案）検討資料
- 2) 閲覧場所 広島県庁北館 6階河川課協議机
- 3) 閲覧期間 令和3年11月18日（木）17時00分まで

(5)ヒアリング

- 1)実施場所：広島県庁北館 5階会議室（予定）
- 2)実施日：令和3年11月22日（月）から令和3年11月24日（水）までの別に指定する日
- 3)開始時間：後日連絡する
- 4)出席者：出席者は3名以内とし、配置予定管理技術者または配置予定担当技術者は必ず出席すること
- 5)その他：
 - ①ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。
 - ②新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議システムの活用も可とする。
 - ③ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(6)特定・非特定通知

- 1)技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位の者を1者特定する。特定した者には、電子メールをもって、広島県土木建築局河川課長から通知する。また、特定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を同じく電子メールにより通知する。

なお、技術評価点が最上位である者が2者以上あるときは、該当者のうち以下の順で技術点が最上位の者を1者特定する。

 - ① 特定テーマに関する技術提案
 - ② 実施方針・実施フロー・工程計画・その他
 - ③ 管理技術者の専門技術力（業務成績）
- 2)非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を郵送等することにより、広島県土木建築局河川課長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3)上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に電子メールにより行う。

7 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1)質問は、電子メールにより提出するものとする。（着信を確認すること）なお、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

提出先メールアドレス：dokasenska@pref.hiroshima.lg.jp

- 1)参加表明書に係る質問
令和3年10月18日（月）から令和3年10月22日（金）17時00分まで
- 2)技術提案書に係る質問
令和3年10月18日（月）から令和3年11月9日（火）17時00分まで

(2)質問に対する回答は、電子メールで行う。

参加表明書に係る質問に対する回答：令和3年10月26日（火）まで

技術提案書に係る質問に対する回答：令和3年11月12日（金）まで

8 契約書作成の可否等

別添—3 契約書（案）により契約書を作成するものとする。

9 支払条件

別添一 3 契約書（案）による。

前金払 1 件の業務委託料が 1 0 0 万円以上の業務においては、土木約款第 3 4 条（建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築約款第 3 7 条）の規定に基づき前払金の支払を請求することができる。

1 0 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (3) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は、各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。
 - ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
 - ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

- (7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 特定されなかった場合、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。